

カジノに反対する横浜市内の市民団体のみなさま

2021年3月15日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川 隆 司

佐藤 満喜子

保坂 令子

綾部 祥一郎

「カジノ事業者に対する市有地貸付けの差止め」 を求める住民監査請求へのおさそい

おさそいの趣旨

私たちは、カジノを含むIRが横浜に誘致されることを阻止するため、「山下ふ頭の横浜市有地をカジノ事業者に貸すな」という住民監査請求を申立てますので、この趣旨に賛同される多くの団体が共同して申立てに加わって下さるよう、よびかけます。

趣旨の説明

- 1 IR（統合型リゾート）の売上の約80%は、カジノが担っています。そしてカジノの売上の大半は、重度ないし中程度のギャンブル依存症者から絞り取ったものです。
一方、横浜IRの予定地である山下ふ頭の土地の90%は横浜市の所有地です。つまり横浜市がこの土地をカジノ事業者に貸付けることは、自治体自らがギャンブル依存症者の激増に力を貸すことになります。
- 2 ギャンブル依存症が「精神障害」であることは、1990年代に確立された世界共通の認識です。わが国の精神保健福祉法第2条は、国と地方自治体に対して「精神障害者の発生の予防のための施策」を講じることを義務づけています。
市有地をカジノ事業者に貸付けることは、精神障害者の発生の予防とは真逆で、その発生を促進するものであり、この法律で課された地方自治体の義務に違反します。
- 3 私たちはこのように考えて、これまで2017年と2020年の2回にわたって横浜市監査委員に対して住民監査請求をくりかえして来ました。2回目の住民監査請求が却下されたことについては、横浜地裁に住民訴訟も提起しました（令和2年（行ウ）第18号事

件)。

ところが横浜地裁が本年2月24日に下した判決は、住民監査請求が行なわれた時点(2020年3月)を基準にすれば、その時点では国の「基本方針」も市の「実施方針」も決定されていなかったため、原告が危惧する土地貸付け契約が「相当の確実さをもって予測された」とは言えない、という苦しい理屈で訴えを門前払いするものでした。

4 この判決に対しては控訴をするという選択肢もありました。しかし私たちは、横浜市が既に「実施方針」を確定し、事業者の募集をすすめている現状を基準にすれば監査委員も裁判所も同様の理由で門前払をすることはできない筈なので、あらためて監査請求をするべきだと考えました。(資料1「プレスリリース」参照)

5 本年8月には横浜市長選挙が行なわれます。5月に申立てる予定のこの住民監査請求は、その前哨戦と言うことにもなります。この戦いをかながわ市民オンブズマンだけのものにとどめるのではなく、志を同じくする多くの市民団体にも参加を呼びかけたい、と私たちは考えました。

ただし「個人」単位での参加は事務量が多くなるので、申立人は「団体」に限らせていただきます。なお「団体」が住民監査請求をするには、①「規約」または「会則」を持っていること、②規約・会則で事務所の所在地を横浜市内と定めていること一が必要です。一例として私たちの「会則」を資料2として添付します。

昨年3月に提出した「住民監査請求書」の内容は資料3のとおりです。新しい申立書はこれに所要の修正を加えて作成する予定です。

6 住民監査請求の申立の日程およびそれに先立つ「決起集会」の日程等については、別途御相談します。4月20日までに貴団体の御意向を下記宛に御連絡いただければ幸いです。

連絡先

大川隆司法律事務所

所在地 横浜市中区尾上町1-4-1 関内S Tビル10階

電話 045-664-7818

FAX 045-664-7822

メール t-ohkawa@eos.ocn.ne.jp